

確定拠出年金法施行規則、運管令及び「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する意見募集について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

ポイント

- ▶ 確定拠出年金法施行規則、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下、運管令）及び「確定拠出年金について」（法令解釈）の一部改正案に関する意見募集※1※2※3が開始されましたのでご案内します。
- ▶ 内容は、第20回社会保障審議会企業年金部会において了承された「確定拠出年金の兼務規制の見直し（営業職員の兼務規制を緩和）」に関してです。

※1 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※3 意見募集期限：平成30年6月9日

1. DC法の施行規則の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

項目	施行規則の概要
運用の方法等に係る情報の提供	<p>(第20条)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業職員及び営業職員以外の職員（営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る）が運用の方法等に係る情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない
運用の方法の公表	<p>(第59条2)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用の方法に係る情報(※)を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする (※)指定運用方法を提示する場合にあたっては、当該指定方法含む ・個人型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 運営管理機関に関する命令の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

項目	運営管理機関令の概要
社内規則等	(第9条の2)【新設】 ・運営管理機関は、運営管理業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導、社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない
禁止行為	(第10条)【追加・変更】 ・禁止行為については、次に掲げる行為とする ①営業職員が運用商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘にあわせて運用方法の選定に係る事務を行うこと ②営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること ③公表する情報に関し、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること ④自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること

3. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要

項目	法令解釈の概要
資産の運用に関する情報提供(投資教育)に関する事項	(基本的な考え方) ・確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として定着していくためには、加入者等が適切な資産運用のための情報・知識を有していることに加え、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる【追加】 ・投資教育を行う事業主等は、上記の趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること【新設】
運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項	(運用商品の情報提供の説明について)【新設】 ・金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立な立場で業務を行い、禁止行為が確実に行われなければならないようにすること ・営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業職員が同席する場合には、加入者等に対し、書面の交付等の方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認をさせないための説明を行うこと ・上記の誤認を防止するための説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること ①運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関として行うこと ②特定の運用の方法の推奨が禁止されていること (情報提供に関する留意事項)【新設】 ・運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において、運用の方法の情報提供が行われている必要があることに留意すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p>(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託する場合の忠実義務に関して、以下を明記【追加】 <ol style="list-style-type: none"> ①委託先の選定基準を適切に定めていること ②委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について加入者等の立場から見て必要があると認められる場合、その業務内容の是正又は改善を申し入れるとともに、その旨を事業主又は国民年金基金連合会に報告すること ・「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」として以下の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること【新設】 (ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を示して行う場合を除く) ・営業職員は運用の方法の選定に係る事務を兼務してはならない【変更】 ・運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者は、運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘に関する事務を行う者であってはならない【変更】 ・営業職員が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないよう留意すること【新設】 ・比較表示に関して、以下のような行為が行われないう留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること ②運用商品の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること ③運用商品の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること ④社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用商品間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのように表示すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当するものとして規則第20条第1項各号のほか、以下の行為が考えられるので、これらに留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、客観的数値等)以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること ②使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと ③表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用商品の元本の支払が保証されていると誤認させること ④一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること ・「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ②当該確定拠出年金運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 (注)個人型年金加入者等である期間中、個別の運用の方法に係る手数料以外に、運営管理業務、事務委託先金融機関の業務及び国民年金基金連合会の業務に係る費用も負担することを明示すること ④確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件 (注)原則として60歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び50歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が60歳より遅くなることを明示すること ・加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われることにより、その者が加入者等となった場合、その加入者等の権利が侵害されることのないよう留意すること【新設】

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 「確定拠出年金について」の法令解釈の概要(続き)

項目	法令解釈の概要
行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p>(確定拠出年金運営管理機関の業務管理態勢)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること ②法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること ③運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む)が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること ④加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること ⑤忠実義務に係る態勢を整備していること <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関が運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定基準が適切に定められていること ・委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されていること ・委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、委任の解消等)を明確に定めていること

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。